

平成24年度第1回記者勉強会報告書

日 時：平成24年8月31日（金） 15：30～16：30

主 催：日本弁理士会広報センター・日本弁理士会関東支部広報委員会（共催）

場 所：東京俱楽部ビル14階 14-A会議室

※日本弁理士会東北支部、東海支部及び近畿支部にLIVE中継

テーマ：「平成24年著作権法改正について—日々の生活で新たに著作権違反となること、ならないこと—」

出席者：

【日本弁理士会】（7名）

著作権委員会 委員長	中川 裕幸（スピーカー）
広報センター 副センター長	井澤 幹
広報センター 運営委員	網野 誠彦
広報センター 運営委員	金 垣憲
関東支部広報委員会 副委員長	鈴木 一永（司会）
関東支部広報委員会 委員	横山 照夫（議事録担当）
関東支部広報委員会 委員	羽立 和広

（以上、順不同敬称略）

議 事：

1. 開催の挨拶（鈴木 一永 広報委員会副委員長）

2. 講義内容（中川 裕幸 著作権委員会委員長）

1) 改正項目

- ①いわゆる「写り込み」（付随対象著作物の利用）等に係る規定の整備
- ②国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の整備
- ③公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備
- ④著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備
- ⑤違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備

①～④は内閣提出法案、⑤は議員修正で追加

①、②：平成25年1月1日施行、③～⑤：平成24年10月1日施行

以下、①、④、⑤について説明

2) 権利制限規定の追加

当初、日本版フェアユース規定を目指していたが、普通の権利制限規定となった。

①付随対象著作物の利用（第30条の2）

付随対象著作物は、当該創作に伴って複写又は翻案可能となった。

例：写真を撮影したところ、背景に小さな絵画が写りこむ場合

例：街角をビデオ撮影したところ、看板等の絵画や音楽がたまたま収録された場合付随対象著作物は、写真等著作物の利用に伴って利用可能となった。

例：絵画が小さく写りこんだ写真をブログに掲載する行為

例：絵画や音楽がたまたま収録された映像を放送やインターネット送信する行為

②検討の過程における利用（第30条の3）

例：漫画のキャラクターの商品化を企画するに際し、著作権者から許諾を得る前に、会議資料等にキャラクターを掲載する行為

例：映像にBGMを入れるに際し、著作権者から許諾を得る前に、どの楽曲を用いるかを検討するため、映像に合わせて楽曲を録音する行為

③技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（第30条の4）

例：テレビ番組の録画に関する技術開発の際に、技術検証のためテレビ番組を録画してみる行為

例：三次元映像の上映する技術開発の際に、技術検証のため三次元映像を上映する行為

④情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用

（第47条の9）

例：動画共有サイトにおいて、投稿された様々なファイル形式の動画を統一化したファイル形式にするために必要な複製行為

例：ソーシャル・ネットワーク・サービスにおける投稿コンテンツを整理等するために必要な複製行為

注意：この規定で、Myuta事件（東京地裁H19.5.25 平成18年(ワ)第10166号）のようなクラウドを用いた事業が適法になったわけではない。

3) 著作権等の技術的保護手段

①技術的保護手段に、記録媒体用のCSS（Content Scramble System）およびAACS（Advanced Access Content System）、機器間伝送路用のDTCP（Digital Transmission Content Protection）およびHDCP（High-bandwidth Digital Content Protection）、放送用のB-CAS方式等が加わった。（第2条1項20号）

②私的であっても上記技術保護手段の回避は違法となる（第30条1項2号）

例：DVDに用いられるCSSも技術保護手段となったため、DVDをリッピングソフトで複製する事は、私的であっても違法となる。

③私的な場合の上記技術保護手段の回避は刑事罰対象ではない（第120条の2）

4) 違法ダウンロードの刑罰化に係る規定

私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行なう録音又は録画を、自らその事実を知りながら行なって著作権等を侵害する行為が刑事罰化（第119条の3）

①有償著作権

CD、DVDとして販売、有料でインターネット配信されている音楽や映画が対象単にテレビで放送されているだけで有償で提供・提示されていないものは刑事罰の対象外（ただし違法ではある）

②自動公衆送信

違法アップロードされたものがメールで送付されてきた場合は刑事罰の対象外

③録音又は録画を行うこと

既にダウンロードした対象画像は刑事罰の対象外

違法アップロードされた映像を動画サイトで視聴することは録音、録画でなく刑事罰の対象外、ダウンロードすると刑事罰の対象

④本件は親告罪

3. 質疑応答

1) 刑事罰の対象とならないが違法である意味はあるのか。

民事訴訟の対象になる。

4. 日本弁理士会からのお知らせ (鈴木 一永 広報委員会副委員長)

1) 特許出願等復興支援制度について

2) You-Tube に「弁理士の仕事」の動画を投稿したことについて

以上

